

行橋市広域消費生活センター

消費生活センターニュース

令和4年6月号

若者に多い消費者トラブル

若者によく起きる消費者トラブルの第1は、情報商材、暗号資産、マルチ商法など「儲け話」に関するトラブルです。

第2は、エステティックサロン、医療脱毛などの「美容・医療関係」のトラブル。

第3は、定期購入、詐欺サイトなどの「インターネット関連」のトラブルで、きっかけがSNSというケースが急増しています。

また、若者が行える法律行為の中で最も注意すべきことは「お金を借りること」です。

物・サービスを購入した場合などは、消費者トラブルにあっても、解約・返金の交渉をするなど何らかの解決の糸口がありますが、貸金業者からお金を借りた場合、返済義務を取り消せるケースはほとんどありません。

困ったなと思ったら、すぐ消費生活センターに相談しましょう。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月～金 9:00～17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。